

空き家バンクに登録をお考えのみなさまへ

空き家バンク物件登録の流れ

①三豊市役所へ 連絡

- 空き家バンク制度についてご説明します。
- 空き家物件の所在地や、物件所有者のご連絡先等を伺います。

②担当の仲介業者の選定

- 空き家バンクに登録した場合に担当になる仲介業者を選んでいただきます。基本的には、「空き家バンク登録事業所」の中から選定していただきます。それ以外についてはお問い合わせください。

③物件確認(室内)

- 物件所有者、仲介業者、市役所職員の3者により物件確認を行います。室内の状況や設備等を確認し、登録できる物件かを判断します。
- 間取図・固定資産税の納税通知書などをご用意ください。

④物件登録申請書の 提出

- 物件確認の際、登録申請書の記入について説明いたします。
- 物件の詳細や希望価格等を記入し、間取図及び位置図を添付して、市役所へご提出ください。

⑤審査・登録

- 登録申請書を審査のうえ、「登録通知書」を物件所有者へ送付します。

⑥インターネットでの情報発信開始

- 物件情報についてインターネット専用サイト「みとよ暮らし手帳」で情報発信を始めます。

三豊市への移住・定住ポータルサイト
みとよ暮らし手帳

検索

空き家バンクの物件情報は、インターネットサイト「みとよ暮らし手帳」で情報発信します。

https://www.city.mitoyo.lg.jp/mitoyo_kurashitecho/index.html



■ 登録については、「空き家バンクQ&A」もあわせてご覧ください。■

まずは、**三豊市役所 建設部建築住宅課** 電話**0875-73-3044** までお問い合わせください。